可燃ごみ処理施設長期包括運営業務委託

優先交渉権者選定基準

令和5年1月 鹿島地方事務組合

# 目次

第1章	優先交渉権者選定の手順	1
第1領	節 位置づけ	1
第2節	節 契約締結までの流れ	2
第3節	節 審査内容	3
第2章	基礎審査及び評価基準	4
第1領	節 参加資格確認申請書類の基礎審査	4
第2節	節 企画提案書の基礎審査	4
第3節	節 企画提案書の評価基準及び得点化方法	4
第4節	節 価格提案書の得点化方法	4
第5節	節 総合評価点の得点化方法	4
第3章	評価項目	5
第4章	審査結果の公表	6

#### 第1章 優先交渉権者選定の手順

#### 第1節 位置づけ

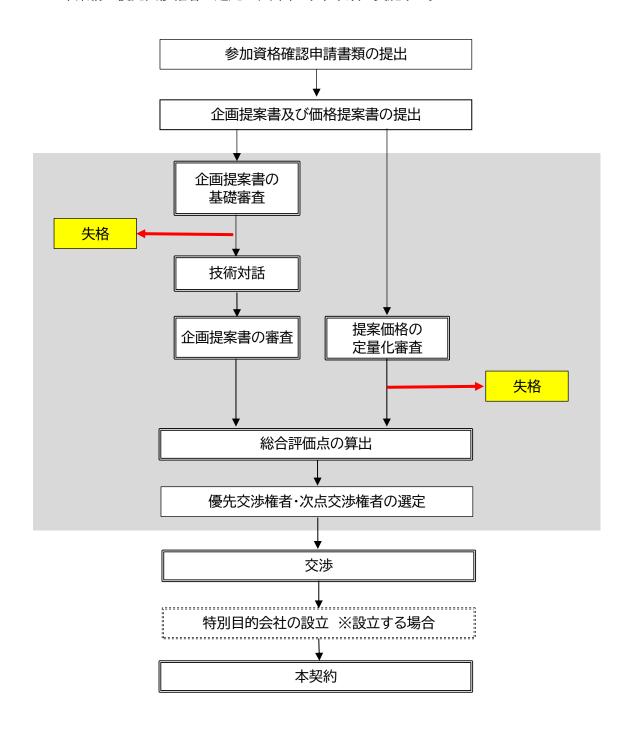
鹿島地方事務組合(以下、「本組合」という。)は、令和6年4月の供用開始に向けて施設整備を進めている可燃ごみ処理施設(以下、「本施設」という。)の長期包括運営管理業務委託(以下、「本業務」という。)を計画している。

本業務では、本施設の基本性能を発揮させつつ、民間の創意工夫による適正処理(安定性、衛生・安全性、経済性)の提案を取り入れた良質な運営管理と経費の効率化を図る必要があることから、公募型提案方式(プロポーザル方式)により、本業務の事業者を選定するものである。

優先交渉権者選定基準は、本業務の事業者を決定するにあたって公表する公募説明書と 一体のものであり、「可燃ごみ処理施設長期包括運営業務委託審査委員会」(以下、「審査 会」という。)が、参加者から提出された企画提案書及び価格提案書を客観的に評価するた めの方法及び審査項目を示すものである。

#### 第2節 契約締結までの流れ

本業務の優先交渉権者の選定は、下図に示す手順で実施する。



#### 第3節 審査内容

#### 1)基礎審査

本組合は、公募説明書第4章第3節の参加資格確認申請書類の確認結果により、参加資格を有すると認めた参加者から提出された企画提案書の提案内容について確認する。なお、本書第3章に示す評価項目に1つでも記載がない場合、提案自体がない場合、又は本組合が求める修正指示等に従わない場合も、失格とする。

#### 2)企画提案書の審査

審査会では、参加者が提出した企画提案書の内容について、参加者と技術対話を行った 上で、得点化する。

#### 3)価格提案書の審査

審査会では、参加者が提出した価格提案書について、得点化する。なお、公募説明書第3章第6節の見積上限額を超える提案をした者は、失格とする。

#### 4)総合評価点の算出

審査会では、企画提案書及び価格提案書の審査における得点を合計し、総合評価点とする。

#### 5)優先交渉権者等の選定

審査会は、総合評価点が最も高い提案を行った参加者を優先交渉権者及び次点交渉権 者を選定する。

なお、総合評価点が最も高い提案が 2 社以上ある場合、価格提案書の提示価格が低い 参加者を選定するものとするが、提示価格も同額であった場合は、くじ引きにより選定する。

#### 6)事業者の決定

本組合は、審査会の選定結果を踏まえて、優先交渉権者と契約締結に向けた協議を行い、 協議が整った段階で、本業務の事業者を決定し、事業契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行う。

#### 第2章 基礎審査及び評価基準

#### 第1節 参加資格確認申請書類の基礎審査

公募説明書に記載した参加資格確認申請書類について、書類の不備の有無を確認する。

#### 第2節 企画提案書の基礎審査

企画提案書に記載された内容と、要求水準書の内容に齟齬がないことを確認する。 また、必要に応じて提案内容の是正を行うものとし、本指示等に従わない場合は失格とする。

#### 第3節 企画提案書の評価基準及び得点化方法

企画提案書の内容を技術評価点とし、下表に示す考え方に基づいて、審査会で評価を行い、非価格要素の得点化を行うものとする。

評価段階	評価基準	得点化方法 (技術評価点)
А	評価項目において、要求水準を超える実現可能な提案が あり、大きな効果が期待できる。	配点×1.00
В	AとCの中間的な提案である。	配点×0.75
С	評価項目において、要求水準を理解した提案であり、一定 の効果が期待できる。	配点×0.50
D	CとEの中間的な提案である。	配点×0.25
Е	評価項目が、要求水準を満たす程度である。	配点×0.00

#### 第4節 価格提案書の得点化方法

参加者が提示した価格提案書を価格評価点として、下表に示す考え方に基づいて、審査会で評価を行い、価格要素の得点化を行うものとする。

得点化方法
価格評価点 = 配点×(最低提案価格÷参加者の提案価格)
※価格評価点は小数第3位を四捨五入して、小数第2位まで算出する。

#### 第5節 総合評価点の得点化方法

企画提案書を評価した技術評価点と、価格提案書を評価した価格評価点を、下表に示す 考え方に基づいて、総合評価点を算定する。

なお、技術評価点は 60 点満点、価格評価点は 40 点満点とし、総合評価点は 100 点満点とする。

	得点化方法
総合評価点 =	技術評価点 + 価格評価点

## 第3章 評価項目

参加者の企画提案書については、以下に示す項目を評価するものとする。

評価項目		項目	評価の視点	評価点
1.	運転管理業務に	運転計画	・ 安全で安定した運転が可能な計画に関する提案	3
	係る計画		・ 年間売電の最大化が図られる運転に関する提案	3
		環境管理計画	・公害防止基準等を確実に遵守するための提案	6
		調達計画	・用役の調達の工夫に関する提案	6
2.	維持管理業務に 係る計画	点検·修繕計画	・施設基本性能を考慮した点検・修繕計画に関する提案	6
3.	業務実施体制	運営体制及び運転 体制	・参加者(グループの場合は代表企業)が業務を適切に管理でき る体制の提案	2
			・役割分担及び人員配置に関する提案	2
			・ 安全で安定した運転が可能な運転体制に関する提案	3
4.	雇用計画	専門技術者	・ 運転管理等に関する経験者の配置に対する提案	6
		地元雇用	・ 鹿嶋市及び神栖市での雇用確保に対する提案	2
5.	地域への貢献	地元企業の活用	・ 地元企業の活用に対する具体的な提案	4
6.	リスク対応能力	モニタリング	・ セルフモニタリングに関する提案	3
		車両渋滞への対応	・搬入車両渋滞時の対応に関する提案	4
		自然災害への対応	・ 自然災害発生時のリスクに対する提案	4
		財政的な安定性	・ 年間委託費の平準化や財政的なリスクヘッジに関する提案	6
			技術評価点 小計	60

### [具体的な評価ポイント]

評価の視点	具体的な評価ポイント
安全で安定した運転が可能な計画	受入の継続、安定した稼働、安全に配慮した運転等に対する提案、計画ご
に関する提案	み質の変動に対する具体的な提案など
年間売電の最大化が図られる運転	発電量を最大化するための運転計画の提案、省エネ対策に関する提案、理
に関する提案	想的な年間売電量(MWh/年)に関する提案など
公害防止基準等を確実に遵守する	公害防止基準値を遵守するための自主管理値及び運転制御値の提案、自
ための提案	主管理値を上回った場合の対応に関する提案など
用役の調達の工夫に関する提案	常時及び非常時における用役品の調達方法及び在庫管理に関する提案、
大凯甘士州外之 <b>本</b> 唐) 之上於 校饼	複数の調達先の確保に対する提案など
施設基本性能を考慮した点検・修繕	主要設備の長期使用に向けた点検・修繕等に関する提案、補修工事等に伴
計画に関する提案	う休炉期間の削減に関する提案、鹿島東部コンビナート定期修理時期における本施設での配慮事項に関する提案など
参加者(グループの場合は代表企	本業務委託全般の組織体制等に関する提案
業)が業務を適切に管理できる体制	<u> </u>
の提案	
役割分担及び人員配置に関する提	本施設の管理に必要となる人員構成や有資格者に関する具体的な提案
案	
安全で安定した運転が可能な運転	本施設を運転管理するための具体的な組織体制や、作業内容などに関す
体制に関する提案	る提案
運転管理等に関する経験者の配置	一般廃棄物の焼却熱を利用した電気事業に従事した経験を有する者の雇
に対する提案	用確保に努めること。その上で、雇用計画(採用人数・採用条件・処遇・継続
   鹿嶋市及び神柄市での雇用確保に	雇用等)に関する具体的な提案がされているか。
	鹿嶋市及び神栖市での雇用確保に向けた具体的な提案など
地元企業の活用に対する具体的な	地元企業の具体的な活用方法及び想定する費用割合に関する提案
提案	地元工業の条件の名前の方面次の心とする真内的古代内する提案
セルフモニタリングに関する提案	要求水準書を踏まえた具体的なセルフモニタリング体制に関する提案、日
	常・月例・定期的なモニタリング内容の提案
搬入車両渋滞時の対応に関する提	敷地内を利用した渋滞対策実施時における誘導方法や誘導員の配置に関
<u>案</u>	する提案
自然災害発生時のリスクに対する提	本施設で想定されるリスク及びリスク拡大防止に対する対策案に関する提
案	家など
年間委託費の平準化や財政的なリ	事業継続に向けたリスクの最小化に対する提案、企業側の財務の健全性確
スクヘッジに関する提案	保に関する提案、具体的な委託費の平準化に関する提案など

## 第4章 審査結果の公表

審査結果については、事業者が確定した段階で本組合のホームページ上で公表すると同時に、確定した事業者にも個別に通知を行う。